

対象者	加給年金額	年齢制限
配偶者	224,300円※	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
1人目・2人目の子	各224,300円	18歳到達年度の末日までの間の子 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子
3人目以降の子	各74,800円	18歳到達年度の末日までの間の子 または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

※老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、配偶者の加給年金額に33,100円～165,500円が特別加算されます。

■ 配偶者加給年金額の特別加算額

受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額
昭和9年4月2日～昭和15年4月1日	33,100円	257,400円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	66,200円	290,500円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	99,300円	323,600円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	132,300円	356,600円
昭和18年4月2日以後	165,500円	389,800円

※【ご注意】

配偶者が老齢厚生年金（被保険者期間が20年以上または共済組合等の加入期間を除いた期間が40歳（女性の場合は35歳）以降15年以上の場合に限る）、退職共済年金（組合員期間20年以上）または障害年金を受けられる間は、配偶者加給年金額は支給停止されます。